

個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税の徴収猶予の特例制度をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などの収入に相当の減少があった人は、「市税の徴収猶予の特例制度」を利用することができます。徴収猶予に係る担保は不要で延滞金もかかりません。

■**対象となる人** 次の要件を全て満たす納税者・特別徴収義務者

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、2月以降、1カ月以上の任意の期間で、事業などの収入が前年同期に比べ、おおむね20%以上減少している場合
- 一時に納付し、または納入が困難な場合

※上記の判断は、今後半年程度の事業資金の調達状況などを考慮します

■**対象となる市税** ▶個人市県民税▶法人市民税▶固定資産税▶軽自動車税▶市たばこ税▶入湯税▶国民健康保険税ーのうち、令和3年1月31日までに納期限が到来するもの

■**徴収猶予期間** 1年間

■**申請期限** 税の種類ごとに定められている納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)

■**申請方法** 申請書に必要事項を記入の上、収入や現預金の状況が分かる資料(提出が困難な人には市から電話するなど、口頭で確認します)を添えて、本館収納課(〒025-8601 花城町9-30)へ郵送で提出してください。

＊e L T A Xによる申請も可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください

市ホームページ

【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)

市税の徴収猶予の特例制度

納期限が9月30日となっている下記の市税は申請期限が9月30日です

令和2年度分…国民健康保険税第3期

中小企業者・小規模事業者が対象
令和3年度の固定資産税が軽減されます

【問い合わせ】
本館資産税課(☎41-3529)

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者または小規模事業者が保有する建物や設備の固定資産税が軽減されます。

■**対象** 次のいずれかに該当する事業者

- 個人事業者の場合**…常時使用する従業員の数が1,000人以下
- 法人事業者の場合**…①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人②資本または出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下(大企業の子会社を除く)

■**要件・軽減率** 2月～10月の期間で、任意の連続する3カ月間の事業収入が前年同期比で次の減少率となっていること

▷30%以上50%未満の減少…事業用家屋や設備などの償却資産に対する令和3年度の固定資産税の2分の1を減額

▷50%以上の減少…事業用家屋や設備などの償却資産に対する令和3年度の固定資産税の全部を減額

■**申請期間** 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

■**相談窓口** ▶中小企業庁[☎0570-077322(月～金曜日、午前9時30分～午後5時)]▶本館資産税課[☎41-3529(月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分)]

＊申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください

市ホームページ

固定資産税に係る「納税猶予」と「軽減措置」を活用した場合の令和3年度における納税額の考え方

①任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の合計額

②任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%以上50%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の土地分および2分の1に軽減された事業用家屋分と償却資産分の合計額

③任意の連続する3カ月間の収入の減少率が50%以上の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の土地分の固定資産税合計額

※令和3年度分の事業用家屋と償却資産の固定資産税は免除となります

申請サポート窓口
9月21日まで

国の家賃支援給付金

法人600万円、個人事業者300万円が上限



国が設置している家賃支援給付金

申請サポート窓口の開設期間は9月21日までです

申請を希望する人は
は早めの相談を！

国では、売り上げの減少に直面した事業継続を下支えするため、「家賃支援給付金」を支給し、地代・家賃(賃料)などの負担を軽減しています。

申請は、電子申請(オンライン)のみとなっていますが、自分自身で申請することが難しい人のための申請サポート窓口を国が設置しています。

■**対象** 市内事業者

■**期間** 9月21日(月・祝)まで

■**時間** 午前9時30分～午後5時30分

■**会場** なはんプラザ

■**相談料** 無料

■**予約** 申請補助シートに必要事項を記入の上、申請サポート会場電話予約窓口(☎0120-150-413)に予約

＊申請補助シートは、本館商工労政課や申請サポート窓口に設置しているほか、市ホームページに掲載しています

市ホームページ

◆ ◆ ◆ ◆ 国の家賃支援給付金の概要 ◆ ◆ ◆ ◆

■**対象** 次の要件を全て満たす事業者

- ▶資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者▶5月～12月の売上高が次のいずれかに当てはまること①1カ月で前年同月比50%以上減少②連続する3カ月の合計で前年同月比30%以上減少▶自ら営む事業のために占有する土地・建物の賃料など(共益費、管理料含む)を支払っていること

○**個人事業者の場合**…300万円が上限

支払った賃料の額	給付額の算定方法
37.5万円以下	支払賃料×3分の2×6カ月
37.5万円超	25万円+(支払賃料の37.5万円超過分×3分の1)×6カ月 ※月額50万円が上限

■**給付額・上限額**

申請日の直前1カ月以内に支払った金額を算定の基礎として、法人または中小企業者ごとに定められた方法によって算定された月額の6倍を給付

○**法人の場合**…600万円が上限

支払った賃料の額	給付額の算定方法
75万円以下	支払賃料×3分の2×6カ月
75万円超	50万円+(支払賃料の75万円超過分×3分の1)×6カ月 ※月額100万円が上限

〔支給例〕

①**支払賃料が月額6万円の場合**
6万円×3分の2×6カ月＝給付額24万円

②**支払賃料が月額90万円の場合**
〔50万円+(90万円－75万円)×3分の1〕×6カ月＝給付額330万円

〔支給例〕

①**支払賃料が月額10万円の場合**
10万円×3分の2×6カ月＝給付額40万円

②**支払賃料が月額45万円の場合**
〔25万円+(45万円－37.5万円)×3分の1〕×6カ月＝給付額165万円

■**相談窓口** 家賃支援給付金コールセンター(☎0120-653-930)

＊申請書類などは国の家賃支援給付金申請用ホームページに掲載しています

市ホームページ

市が実施している家賃補助(花巻市中小企業持続支援事業補助金)を受けた場合でも、国の給付金を受給できます。詳しくは、相談窓口へお問い合わせください。

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3539)